

1 議案名

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の規定に基づき
適当であると認められる場合に限り、特定免許状失効者等に対する免許状の
再授与が可能となったことに伴い、当該再授与の出願の手続を定める等の必要
がある。

教育職員免許に関する規則の一部改正について

教 職 員 課

1 規則改正の理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号）の施行により、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等となった特定免許状失効者等に対して、都道府県教育委員会が再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴き、再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再授与が可能となったことに伴い、特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願の手續について新たに定める必要がある。

また、令和４年６月に公布された「刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）」により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

2 規則改正の内容

- （１）特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願に関する規定を新たに設ける
- （２）様式第３号備考中「禁錮」を「拘禁刑」に改める

3 施行期日

- （１）令和７年４月１日
- （２）令和７年６月１日

条 例 等 立 案 表

題 名		課（室）名	
教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則		教 職 員 課	
		担当者名	
		玉 理 照 恵	
		電話番号	
		三 一 二 二	
提案（制定）理由			
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の規定に基づき適当であると認められる場合に限り、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与が可能となったことに伴い、当該再授与の出願の手続を定める等の必要がある。			
あらまし			
一 特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願の手続について定めることとした。			
二 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。			
三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、二については、同年六月一日から施行することとした。			
関係法規			
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）			
刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）			
刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和五年政令第三百十八号）			
予算上の措置			
法令審査会	要 ・ 否	パブリックコメント	
		実施 ・ 省略 ・ 対象外	

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願）

第十一条の二 法第十六条の二に規定する免許状の再授与を願い出ようとする者は、第二条から第五条まで、第九条又は第十条に規定する書類のうち当該再授与に係る免許状の種類等に対応するもののほか、授与権者が別に定める教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十二条第一項に規定する場合に該当することを証する書類を授与権者に提出しなければならない。

様式第三号備考中「肄業」を「甚肄業」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第三号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）新旧対照表

改正案	現行
（特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願） 第十一条の二 法第十六条の二に規定する免許状の再授与を願ひ出ようとする者は、第二条から第五条まで、第九条又は第十条に規定する書類のうち当該再授与に係る免許状の種類等に対応するもののほか、授与権者が別に定める教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十条第一項に規定する場合に該当することを証する書類を授与権者に提出しなければならない。	（新設）

(改正案)

様式第3号(第2条関係)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏 名

備考 教育職員免許法第5条第1項(抜すい)

第3号 拘禁刑以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(現行)

様式第3号(第2条関係)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏 名

備考 教育職員免許法第5条第1項(抜すい)

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者